

令和3年度

ふるさと寄附の運用状況を公表します

幕別町に思いを寄せる方々の気持ちをまちづくりに反映し、個性豊かで魅力あるふるさとづくりを進めるため、「幕別町ふるさと寄附」を募集しています。

町では、平成27年12月から、幕別町外の方からの寄附に対して、町の特産品などを贈呈しています。

全国に「幕別町の魅力」を発信している「幕別町ふるさと寄附」を町に縁のある方や町外にお住まいの親戚、友人にぜひ紹介ください。

▶指定された事業と寄附件数、寄附金額

指定された事業	寄附件数	寄附金額
パークゴルフの振興に関する事業	305件	5,102,000円
ナウマン象記念館の整備に関する事業	358件	6,009,000円
頑張る農業を応援する事業	2,507件	45,347,000円
未来を担う子どもたちを守り育てる事業	4,141件	73,436,000円
地域で支え合う健康・福祉に関する事業	592件	10,051,000円
地球にやさしい行動を推進する事業	543件	9,177,000円
定住・移住を促進する事業	227件	3,947,000円
未来のオリンピック選手を育てる事業	349件	7,004,000円
使途の指定なし	5,811件	116,770,000円
合計	14,833件	276,843,000円

▶令和3年度中に寄附をいただいた方

(記念品贈呈事業の対象外の方のみ)

名前	寄附金額
幕別興業株式会社 代表取締役 平井 清裕 様	1,000,000円
三好 俊一 様	300,000円
学校法人多田学園 理事長 多田 順一 様	10,000,000円
伊賀 和子 様	
万城目正と昭和歌謡を継ぐ会 様	100,000円
匿名希望(6件)	

※名前および寄附金額は、同意をいただいた方のみ公表しています。

▶まちづくり基金の主な使い道

令和2年度までに積み立てた基金を活用し、次の事業を行いました。

- マイホーム応援事業………42,300,000円
町内全域を対象に、新築住宅の建設または中古住宅の購入に要する費用の一部に対して、補助を行いました。
- ふるさと土づくり支援事業………14,300,000円
土地生産性を上げて農業経営の安定を図るため、農業者に対して、堆肥切返し機械利用料補助、堆肥購入補助、緑肥種子購入補助を行いました。
- 魅力ある高校づくり支援事業…10,356,000円
魅力ある高校づくりを支援するため、幕別清陵高等学校および中札内高等養護学校幕別分校に対して補助を行いました。

☎寄附金全般に関すること…総務課総務係(☎54-6608)、記念品贈呈事業に関すること…商工観光課観光係(☎54-6606)

▶寄附の運用状況

令和3年度の寄附はまちづくり基金へ令和4年3月31日に積み立てられ、指定された事業ごとに管理をしています。



利用方法編

使用料 手数料 を改定します

令和4年10月1日使用分から、「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、使用料を見直しする公共施設の利用方法は、次のとおりです。
☎政策推進課(☎0155-54-6610)

見直しに関する基本方針は町ホームページで確認できます。



Step 1

施設を予約します ※個人利用の場合を除く

- ①大会や公演等の場合
使用する月の、1年前の初日から来館または電話で予約し、使用日までに申請書を提出します。
- ②定期利用の場合
定期利用する3カ月分の、最初の月の4カ月前の初日から中旬までに申請書を施設または所管課へ提出し予約します。
- ③その他の場合
使用する月の、3カ月前の初日から来館等で予約し、使用日までに申請書を提出します。
※定期利用できる団体等、詳しくは広報6月号をご覧ください。

Step 2

共通利用券を購入します

※共通利用券で支払う場合

公共施設の使用料は、使用申請の承認後から使用する日まで(当日の使用後も含む)に、共通利用券や現金で支払いただくため、共通利用券で支払う場合は事前に券売機で購入します。
なお、屋外施設など納付書により支払いいただく施設もあるため、使用料の支払い方法は事前に各施設に問い合わせください。
※券売機の設置場所等、詳しくは広報8月号をご覧ください。

Step 3

使用料を支払います

使用する日までに共通利用券または現金で使用料を支払います。
なお、自己都合により予約をキャンセルする場合、使用日の14日前から使用日当日まではキャンセル料を支払いただきます。
※キャンセル料の金額等、詳しくは広報8月号をご覧ください。

令和5年1月4日～
3月31日使用分

公共施設の定期利用予約を受け付けます

予約できる期間 1月4日～3月31日
申請方法 下記の提出先にある使用承認申請書を提出してください。
※申請書は提出先に備え付けてありますが、町ホームページからダウンロードすることもできます。

受付期間 9月1日(木)～12日(月) (必着)

※期限までに申請がない場合は使用できないことがあります。

提出先 各施設窓口、住民課、福祉課、忠類総合支所、札内支所、
糠内出張所、教育委員会生涯学習課

予約可能な公共施設
コミュニティセンター、札内コミュニティプラザ、町民会館、百年記念ホール、公民館、集団研修施設こまはた、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園野球場、幕別運動公園陸上競技場、幕別運動公園体育施設、札内スポーツセンター、忠類体育館、忠類野球場、忠類テニスコート、依田公園体育施設、札内川河川緑地体育施設、まなびや、老人健康増進センター、保健福祉センター
※冬期間は閉鎖している施設もあります。

10月1日～
令和5年3月31日使用分

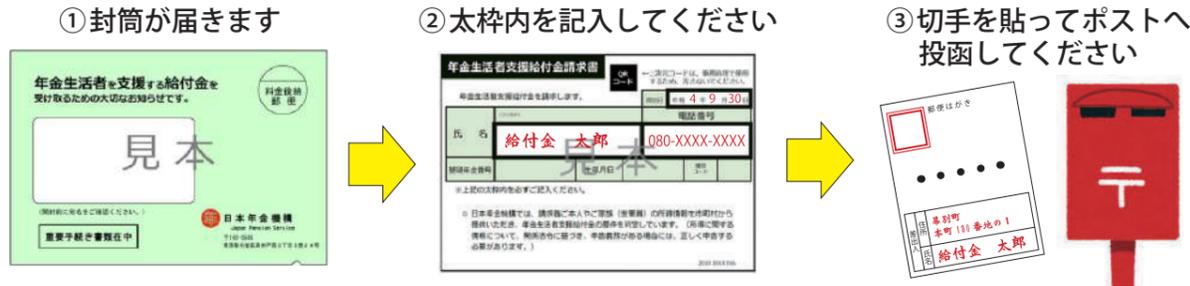
学校開放事業の団体使用予約を受け付けます

「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づく、各施設の使用料の見直しに併せ、学校開放事業につきましても、10月1日から使用料を支払いただくこととなります。
9月1日から、10月1日から令和5年3月31日まで使用分の団体使用予約の受け付けを開始しますので、詳しくは27ページのお知らせをご覧ください。
☎教育委員会生涯学習課社会体育係(☎54-2006)

年金生活者支援給付金のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

基礎年金を受給している方で、**新たに**給付金を受け取ることができる方に日本年金機構より9月初旬から順次、はがき型の請求書が送付されます。請求書が届きましたら内容を確認して、提出日・氏名・電話番号を記入し切手を貼って投函してください。



※2年目以降も継続して支給要件を満たす方は、請求書は届きませんのでご注意ください。
 年金給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092 ※ナビダイヤル)、帯広年金事務所(☎65-5001 ※音声案内1→2)
 住民課戸籍住民係(☎54-6602)

「図柄入りご当地ナンバープレート」の導入に向けて

十勝町村会では、十勝ブランドの更なる認知度向上を図り、地域振興や観光振興に活用するため、「図柄入りご当地ナンバープレート」の導入に向けて取り組んでいくことになりました。
 みなさんからの意見や質問は、防災環境課交通防犯係で受け付けています。

導入イメージ

現行のナンバープレート

帯広 501 あ 12-34

道内のナンバープレート
札幌・函館・旭川・室蘭・釧路・北見・帯広
+
ご当地ナンバープレート
苫小牧・知床(令和2年交付)

自動車の本拠の位置を管轄する運輸支局名を表示
(北海道運輸局帯広運輸支局)

十勝(とち)ナンバープレート

イメージ
十勝 501 あ 12-34

▶対象 登録自動車(自家用・事業用)、軽自動車(自家用)

導入するには

台数要件 登録車5万台以上
(18町村…11.9万台、帯広市…9万台)

導入したら

導入地域では令和7年5月以降、新規・移転・変更登録する自動車から順次、新ナンバーを交付します。(令和7年5月以降、「帯広」ナンバーは選択できません。)

導入手続きのスケジュール

- ▶11月30日まで 導入意向を表明 (町村→北海道→北海道運輸局→国土交通省)
- ▶令和5年3月 導入申込書を提出 (北海道→北海道運輸局→国土交通省)
- ▶令和6年度 新ナンバープレートのデザインを決定
- ▶令和7年5月 新ナンバープレートの交付開始

防災環境課交通防犯係(☎54-6601) kotsubohankakari@town.makubetsu.lg.jp



後期高齢者医療制度のお知らせ

～窓口負担割合の見直しに伴う保険証(被保険者証)の一齐更新～

保険証が新しくなります(黄色→橙色)

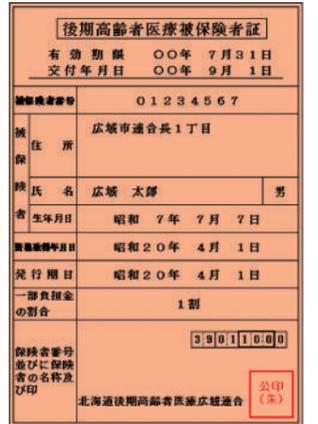
現在、ご使用の黄色の保険証は令和4年9月30日で有効期限を迎えるため、10月以降は使用できなくなります。9月中旬に新しい保険証を交付しますので、手元に届きましたら橙色の保険証を使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。

- ◆新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。
- ◆紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課国保医療係まで申し出ください。

新しい保険証は橙色です

※減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)は有効期限が令和5年7月31日のため、再交付しません。



一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

窓口負担割合が2割となる方

- 次の項目すべてに該当する方
- ▶住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない
 - ▶同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
 - ▶年金収入+その他の合計所得金額が、
 ・被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
 ・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1カ月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です。)

▶配慮措置が適用される場合の計算方法

例: 1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割の時 ①	5,000円
窓口負担割合2割の時 ②	10,000円
負担増(②-①) ③	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し(③-④)	2,000円

配慮措置

1カ月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため、差額を払い戻します。

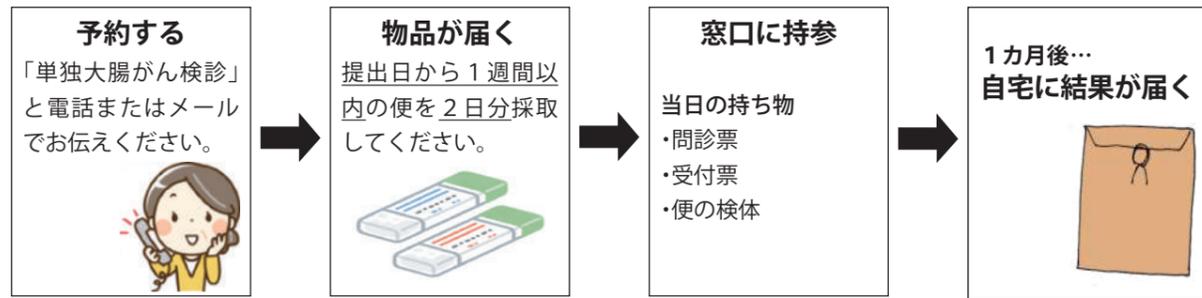
北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601) 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
 住民課国保医療係(☎54-6602)

お問い合わせ Eメール HPホームページ ※【市外局番】☎0155 ☎01558

単独大腸がん検診 気軽に受診できます！

受ける方の都合に合わせて気軽に検査を受けられます。簡単な検査ですが精度が高く、がんの早期発見につながります。

- ▶ **実施期間** 9月28日(※)～10月3日(◎)(平日のみ)
※女性の方は9月29日(※)～10月4日(◎)に実施する女性のスマイル検診会場でも提出できます。
- ▶ **提出窓口** 保健課、札内支所、ふれあいセンター福寿
- ▶ **受付時間** 午前9時～午後5時(札内支所は水曜日のみ午後7時まで)
- ▶ **予約先** 保健課健康推進係(☎54-3811)
✉kenkou@town.makubetsu.lg.jp(QRコードからも送信できます。)



消火器の使用方法を確認しましょう

消火器は初期消火にとっても有効ですが、火災発生時には気が動転してしまい、簡単な使用方法なのに使えないということもあります。万が一のときのため、消火器の使用方法を確認しておきましょう。

使用方法

① 消火器の安全ピンを抜く！

近くにある消火器を手に取り、火元の2mから4m手前で安全ピンを抜くようにしましょう。

② ホースを外し、ノズルを火元へ向ける！

ホースを外す際にレバーを握らないよう気を付けましょう。

③ レバーを強く握り放出する！

消火器が重くて持てない場合は、消火器を地面に置き、上から体重をかけてレバーを押すと握りやすくなります。



注意事項

- ▶ 消火器を使用して有効に消火できるのは、火が天井に達していない場合や、屋外では火の高さが約2～3mまでの場合です。天井まで達しているときは、速やかに避難しましょう。
- ▶ 避難するときのことを考え、必ず自分の後方に避難口(玄関ドアや窓など)を確保しましょう。
- ▶ 屋外で使用する場合は、必ず風上で使用しましょう。

姿勢を低くしてしっかりと構え、火の上部ではなく、火の根元をほうきで掃くように放出しましょう。



旧規格の消火器は交換が必要です！

平成23年以前に製造され、適応火災のマークが「文字表示」の旧規格消火器はありませんか？
旧規格消火器は、令和4年1月1日以降、設置が認められなくなりました。もし旧規格消火器が設置されている場合は、早急に交換してください。

問 幕別消防署(☎54-2434)

10月は

「ピンクリボン運動」の強化月間です

ピンクリボン運動は1980年代にアメリカで始まった運動で、乳がんが若くして亡くなった女性の母親が、「乳がんで命を落とさないように」という思いを込めてピンクリボンを作ったことが始まりと言われています。アメリカでは、この運動が広がったことで乳がんに対する意識や検診受診率が向上し、死亡率が低下しています。

幕別町では、ピンクリボン運動の強化月間に先駆け、9月からパネル展示やしこりの触診体験コーナーを設けるなど、「知ること」「触れること」を通じて、乳がん検診の受診率向上につながるよう、啓発活動を推進します。

▶ ピンクリボンまくべつ 2022

パネル展示やしこりの触診体験など、乳がん予防を身近に知れる展示となっています。

場所	期間
札内コミュニティプラザ	9月14日(※)～21日(◎)
役場	9月22日(※)～28日(◎)
ふれあいセンター福寿	10月5日(※)～14日(◎)



▶ 女性のスマイル検診(子宮頸がん・乳がん検診) 予約受け付け中！

女性専用の検診日に、個室を備えた検診バスで検査します。早朝や土日も行っており、1時間程度と短時間で受診できます。2年に1度、自身の健康状態を確認しましょう。

検診名	対象※	自己負担金	
		年齢	金額
子宮頸がん検診 (子宮頸部細胞診、超音波検査)	20歳以上の偶数年齢の女性	20～68歳	1,500円
		70歳以上	500円
乳がん検診 (マンモグラフィ検査)	40歳以上の偶数年齢の女性	40～48歳	1,900円
		50～68歳	1,600円
		70歳以上	500円

※年度末(令和5年3月31日)時点の年齢が偶数の方が対象です。

日程	受付時間	場所
9月	29日(※)	午前7時、8時、9時、10時、11時 保健福祉センター
	30日(◎)	
10月	1日(◎)	午前7時、8時、9時、10時、11時 札内コミュニティプラザ
	2日(◎)	
	3日(◎)	
4日(◎)	午前7時、8時、9時、10時 ふれあいセンター福寿	

※お子さん連れでも検診時に託児できます。予約時にお知らせください。

問い合わせ・申し込み

- ▶ **幕別・札内地区**
保健課健康推進係 (☎54-3811)
 - ▶ **忠類地区**
保健福祉課保健係 (☎8-2910・ふれあいセンター福寿内)
✉kenkou@town.makubetsu.lg.jp
- メールはこちら
QRコード



乳がん検診と 新型コロナワクチンの副反応

新型コロナワクチン接種後に、接種した側の脇の下や首などのリンパ節が腫れることがあります。ワクチンによるリンパ節の腫れは一時的なもののため、乳がんによって起こりうるリンパ節の腫れとは異なります。リンパ節が腫れている原因について誤った判定がされないよう、乳がん検診は、ワクチン接種前に受けるか、ワクチン接種後に受ける場合は、いつ、どちらの腕にワクチン接種を受けたか、検診時に伝えることをお勧めします。

なお、日本乳癌検診学会では、「検診としてのマンモグラフィや乳房超音波検査はワクチン接種前に施行するか、2回目のワクチン接種後少なくとも6～10週間の間隔をおいてから施行することが望ましい」としています。現在、3回目・4回目ワクチン接種後から乳がん検診を受けるまでの間隔を示すものはありませんが、2回目接種後の間隔を参考に検診時期を検討ください。

1人当たり
5万円(国)
+
1万円(北海道)
=6万円

低所得の世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活支援を行うため、給付金が支給されます。

▶支給額 児童1人当たり一律6万円

※北海道独自の給付金が創設されたため、本給付金(5万円)に1万円を上乗せして支給します。

ひとり親世帯

▶対象者

令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育するひとり親の方のうち、次の①から③のいずれかに該当する方

※ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金がすでに支給されている場合は、対象外です。

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方(※対象者にはすでに支給済みです。)
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶申請方法

申請者の世帯の状況によって、必要な申請書・添付書類が異なります。申請前にこども課こども支援係まで連絡ください。

町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

▶支給時期

申請内容を確認後、北海道から指定口座に可能な限り速やかに振り込まれます。

申請期限 令和5年2月28日(火)

HP <https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2022-0601-1039-47.html>

☎こども課こども支援係(☎54-6621)

不用品のことならまとめておまかせ!

- 引越しゴミ、粗大ゴミ
- 訳ありゴミ
- 故人の遺品整理
- 物置の整理、解体撤収作業

家電のリサイクルも受付中!

高価買取も
あります

見積もり
無料

幕別町札幌中央町330-57 担当者TEL090-2071-3561

ひとり親世帯以外の子育て世帯

▶対象者

①、②の両方に該当する方

※ひとり親世帯分の給付金がすでに支給されている場合は、対象外です。

①令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育する父母等

※令和5年2月末までに生まれた新生児も対象になります。

②令和4年度住民税(均等割)が非課税(※未申告の場合は対象外)の世帯または令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

▶申請方法

申請前にこども課こども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

※対象者のうち、令和4年4月分以降の児童手当(公務員を除く)または特別児童扶養手当を受給していて、令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方は、申請不要で受給できます。

▶支給時期

申請内容を確認後、幕別町から指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

申請不要の対象者には、随時振り込みます。

申請期限 令和5年2月28日(火)
新生児の場合は、令和5年3月15日(水)

町ホームページ



1世帯当たり
10万円

受給には
手続きが必要です

申請期日は9月30日(金)までです! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

申請を忘れていませんか。申請期日を過ぎてからの受け付けはできませんので、まだ手続きをしていない方は、書類を福祉課へ提出してください。

なお、世帯全員が住民税を課税されている方の扶養親族となっている場合は対象となりません。

支給額

1世帯当たり10万円

対象者

1-① 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

・対象となる世帯には、2月14日付で、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。また、7月11日付で、未申請の方に確認書を再送付しています。

1-② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

・対象となる世帯には、7月1日付で、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。

2 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

※詳しくは問い合わせください。

※令和3年12月11日以降に入国したなど、基準日(令和3年12月10日)において、市町村の住民基本台帳に記録されていない方は対象となりません。

※1-①、1-②および2は、重複しての受給はできません。

申請期限

令和4年9月30日(金)

申請窓口

役場福祉課、ふれあいセンター福寿、札内支所、糠内出張所

HP <https://www.town.makubetsu.lg.jp/tokubetsu/2022-0208-1040-72.html>

☎申請について…住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当(☎54-6612・福祉課)

☎制度について…内閣府コールセンター(☎0120-526-145 平日午前9時~午後8時)

町ホームページ



まくべつ本町歯科

まくべつ本町歯科の特徴1 (感染対策:滅菌の機械)

皆さんは各医院において感染対策の差があるのをご存じでしょうか? 特に違いがあるのが背景の写真の滅菌の(器具を洗う)機械。滅菌の機械は、「クラスB:削る機械の中まで完全にきれいにする最高レベル」から「クラスS」「クラスN」という3つのクラスがあります。

当院で使用している滅菌器は、歯科医院で使用している物の中でもっとも厳しいとされるヨーロッパ基準のクラスB(最高)の滅菌レベルの機械で、日本初導入の最新型です。

感染予防先進国のヨーロッパでは導入が当たり前になっていますが、日本では導入率はまだ5%と少ないのが現状です。当院では「みえないところだからこまめに」とをコンセプトにより安全な医療を皆様にご提供させていただいております。

診療科目: 歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科

他診療内容: 予防歯科(クリーニング等)

・インプラント(自費診療1.6万~2.3万)・訪問・高齢者歯科、審美歯科

	月	火	水	木	金	土
9:30~13:00	○	○	○	○	○	○
14:30~19:00	○	○	○	○	○	午後休診

当院は保険内診療を前提に治療いたします
新患・急患等即日、予約外受付対応しています

お口の中のお困りごとがありましたら、お気軽にお電話下さい

お問い合わせ: 幕別町本町79番地3

TEL: 0155-66-8888

有料広告

有料広告